

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている市民及び市内事業者の状況を踏まえ、現行の市長及び副市長の給料月額の減額措置について、特例を定めるため。

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和
2年伊丹市条例第 号）

市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第389号）の一部
を次のように改正する。

附則中第9項を第10項とし，第8項を第9項とし，第7項の次
に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

8 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間，市長等の
給料月額は，第2条第1項及び前項の規定にかかわらず，次のと
おりとする。ただし，市長等の退職手当支給条例の規定により退
職手当を支給する場合においては，この限りでない。

(1) 市長 880,600円

(2) 副市長 814,150円

付 則

この条例は，令和2年7月1日から施行する。